

日高市国土強靱化地域計画 <概要版> ～災害に強いまちづくりを推進～

1. 計画の概要

計画書P1▶

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年に「国土強靱化基本計画」を策定しました。

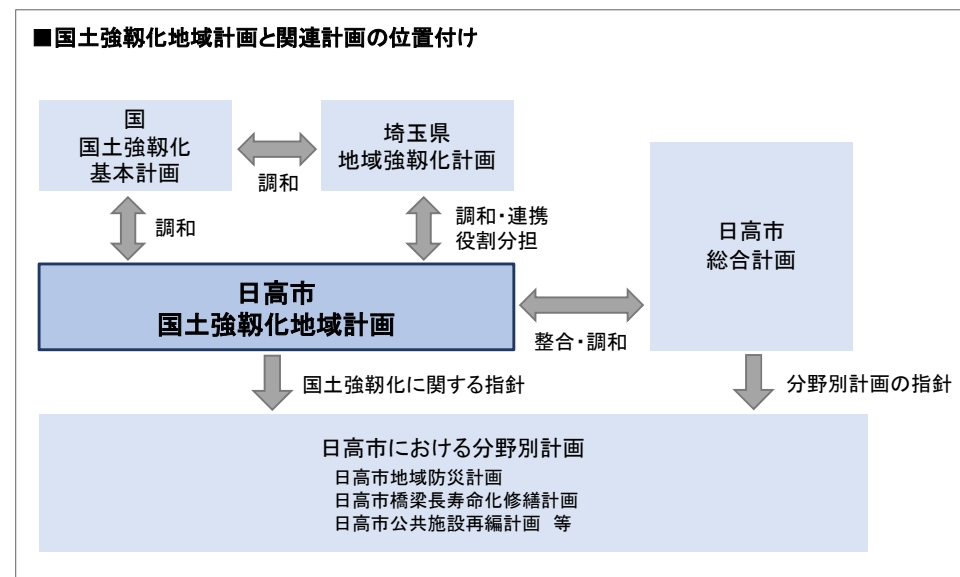
また、埼玉県においては、国の国土強靱化基本計画と調和を図りながら、「埼玉県地域強靱化計画」を平成29年に策定したところです。

本市においても、将来発生するおそれのある大規模自然災害から市民の生命及び財産を守り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりを推進していくため、「日高市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

計画書P1～▶

この計画は、国土強靱化基本法に基づき策定する「日高市国土強靱化地域計画」として、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。このため、本市を包含する県全域に係る「埼玉県地域強靱化計画」との調和を保つとともに、「日高市総合計画」とも整合を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものとして策定します。



3. 本市の概要

計画書P3～▶

本市の地域特性と、過去に被害をもたらした災害、また、想定する大規模自然災害を記載しました。

4. 計画の内容

計画書P18～▶

基本目標

この計画は、どのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、日常生活が継続できる「強靱な地域」をつくりあげるためのものです。次の4つの項目を基本目標とし、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、現状の脆弱性を評価し、平時においてどのように備えるべきかを定めます。

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

事前に備える目標(行動目標)

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定しました。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

「起きてはならない最悪の事態」

国の基本計画や県地域計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」から、本市の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標(行動目標)に対応させた、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、計画の前半部分においては「起きてはならない最悪の事態」ごとに取組を定め、後半部分においてはこれらを施策分野ごとに再構成し、強靱化に向けた行政の取組の方向性を定めます。

5. 強靱化の推進に向けて

計画書P134～▶

強靱化に関する市の具体的な取組については、この計画及び日高市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとします。

■日高市国土強靱化地域計画における「起きてはならない最悪の事態」及び施策一覧

事前に備える目標 (行動目標)		「起きてはならない最悪の事態」		「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／防災知識の普及啓発／まち全体の防火機能の向上／公園の防災機能の確保／学校の災害対応力の向上	
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／防災知識の普及啓発／公共建築物の総合的な管理／公共建築物の耐震化推進／保育施設の総合的な管理／安心で良好な住環境の整備・保全／学校の災害対応力の向上	
		1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／避難行動要支援者等への支援／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／農業用ため池の防災対策／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／雨水処理施設の整備／学校の災害対応力の向上	
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／避難行動要支援者等への支援／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／土砂災害等防止施設の整備／県等関係機関との連携及び監視体制の強化／森林整備による防災対策／土地利用の抑制	
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	消防力の充実・強化／交通安全の推進	
		1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／避難行動要支援者等への支援／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／地域コミュニティ施設整備の支援／外国人市民に優しいまちづくりの推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／要配慮者に係る施策の推進／避難行動要支援者等への支援／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／土砂災害等防止施設の整備／地域コミュニティ施設整備の支援／外国人市民に優しいまちづくりの推進／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理／学校の災害対応力の向上	
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	健康を支え守るための環境整備	
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	ごみの適正な処理／し尿の適正な処理／感染症予防体制の整備／安心で安定した水道水の供給／災害に強い給水体制の確立	
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	土砂災害等防止施設の整備／交通安全の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理／安心で良好な住環境の整備・保全	
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	交通安全の推進	
		3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態	幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理／計画的な道路配置	
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態	土砂災害等防止施設の整備／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
		3-5	孤立集落が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／土砂災害等防止施設の整備／物資の供給体制の強化／森林管理道の維持管理／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
		3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態	市民等への情報伝達体制の強化／土砂災害等防止施設の整備／基幹業務システム等の耐障害性の強化／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進	
		3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	市民等への情報伝達体制の強化／正確な情報収集発信／多様な伝達手段の確保／外国人市民に優しいまちづくりの推進	
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	防犯活動の推進	
		4-2	市の行政機能が低下する中で急応対応行政需要が大量に発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／平時からの連携関係の確立／公共建築物の耐震化推進／地域コミュニティ施設整備の支援／外国人市民に優しいまちづくりの推進／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理／水道事業の運営基盤の強化／学校の災害対応力の向上／避難先となる施設の適正な維持管理	
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／防災知識の普及啓発／市民等への情報伝達体制の強化／平時からの連携関係の確立／物資拠点の整備／地域コミュニティ施設整備の支援／外国人市民に優しいまちづくりの推進／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化／交通安全の推進／民間事業者との連携による燃料の確保／再生可能エネルギーの導入拡大／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進	
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	安心で安定した水道水の供給／災害に強い給水体制の確立	
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／汚水処理施設の整備・下水道施設の維持管理	
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	避難所における衛生環境の保持／避難所の運営体制の強化／地域防災力の育成・強化／防災知識の普及啓発／平時からの連携関係の確立／公共建築物の耐震化推進／地域コミュニティ活動の促進／男女共同参画社会の形成の促進／外国人市民に優しいまちづくりの推進／避難先となる施設の適正な維持管理／公民館を通じた地域のつながりの強化	
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	農業基盤の整備及び維持管理／農業経営の安定化／企業への支援／事業者BCP策定支援／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
		6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	企業への支援・商工振興活動の支援／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	消防力の充実・強化／地域防災力の育成・強化／延焼火災の被害軽減	
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態	防災知識の普及啓発／防災重点農業用ため池の維持管理／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／雨水処理施設の整備	
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	埼玉県等の関係機関との連携	
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	ごみの適正な処理	
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	土砂災害等防止施設の整備／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理／安心で良好な住環境の整備・保全	
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／地籍調査の推進／地域の特性に応じた土地利用の推進	
		8-4	耕作放棄地等の荒地が増加する事態	土砂災害等防止施設の整備／遊休農地の解消対策／森林の保全及び林業生産性の向上／都市緑地の確保	
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	土砂災害等防止施設の整備／防災知識の普及啓発／橋の維持管理と河川環境の保全／雨水排水対策の推進／雨水処理施設の整備	
		8-6	文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態	文化財の保護・管理及び防災意識の向上	